

議案第 1 号

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する
条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条
例を別紙のように制定する。

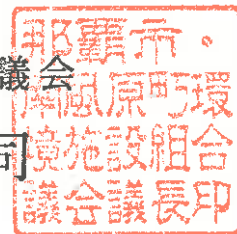
平成 2 5 年 2 月 8 日 提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

平成 2 5 年 2 月 8 日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合 議会

議長 與儀實司



(提案理由)

本案は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料について定めるため、この案を提出する。

那覇市・南風原町環境施設組合行政財産の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料の徴収)

第2条 管理者は、行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、地方自治法第225条の規定により、別表に定める使用料を徴収する。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。

(徴収の時期)

第3条 使用料は、行政財産の使用開始前にその全額を徴収する。ただし、管理者が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため、行政財産を使用するとき。
- (2) 災害等やむを得ない事情の発生により緊急避難場所として使用する場合。
- (3) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない事由により、行政財産を使用することができないとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	使用の区分	貸付面積	貸付場所	単位	使用料
土地	自動販売機を設置させる場合	1.35 m ²	クリーンセンター 入口側	年額	207,567円
			計量棟側		142,023円

備考

- 1 電気、水道、下水道等（以下「電気等」という。）を使用させる場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、電気等料金の費用を加算した額とする。
- 2 土地を使用させる場合で、その期間が1年に満たない端数があるときは、日割りをもって計算する。